

## 【資料1】

# 協同組合とグローバル化 ILOの見解

ユルゲン・シュベットマン ILO 協同組合局

(ICA2001年ソウル総会 2001年10月16日)

翻訳 菅野正純

国際労働機関は、きわめて明確なこととして、「雇用」に対するグローバル化の影響に主要な関心を寄せている。1995年にコペンハーゲンで開かれた「世界社会開発サミット」は、国家と政府の首脳に次のことを義務付けた。すなわち、われわれの経済・社会政策の基本的な優先事項として完全雇用という目標を促進すること。ならびに、完全に自由に選ばれた生産的な雇用と労働を通じて、すべての男女が安全で持続可能な暮らしを獲得できるようにすることである。ILOには、加盟国政府がこの約束を満たすよう助ける使命が与えられている。それゆえ、今日、ILOの第一義的な目標は、女性と男性が、自由と公正、安全と人間の尊厳という条件のもとで、尊厳ある生産的な仕事を獲得する機会を促進することである。これが、ILOの「尊厳ある労働という行動計画(ディーセントワーク・アジェンダ)」である。

本報告は、グローバル化の性格、ならびに雇用と労働の世界に対するその影響を概観する。次いで、グローバル化によってもたらされた雇用の挑戦課題に、協同組合がどのように取り組むことができるか、そのことによって貧困の軽減や社会正義および平和にどのように貢献できるかを検討する。最後に、ICAの本総会后、ディーセントワークの促進にお

ける協同組合の役割を強化するために、ILOが採る三つの具体的措置を指摘する。

## 〈グローバル化の三つの性格〉

「グローバル化」は、世界貿易および投資の拡大、国際的な資金の流れの拡大、ならびに冷戦後の単一政治システムの創出といった、とくに強く浮上してきたパターンに焦点を当てて状況を概括した言葉である。グローバル化は、経済の領域に限られない。そこには、望ましい政治システムとして民主主義や多元主義が一般に受け入れられたことや、個人の自由の拡大や分権的意思決定への動きといった、社会的・政治的变化が含まれている。グローバル化は、情報・通信技術によって促進され、世界中の若者が「西洋」文化を受け入れることにつながった。

しかしながら、グローバル化がより大きな直接的影響を及ぼしたのは、経済の領域においてであった。市場経済が、いま生き残っている唯一の経済システムとなったこと。生産からサービスへのグローバルな移動を目の当たりにしていること。地球上のほとんど至る所で国民経済が地域ブロックに統合されつつあること。ならびに、規制緩和や自由化、民営化が、どこでも経済政策のキータームとなったことである。

だがグローバル化は、あらゆる経済活動がグローバルであることを意味しない。大半の人びとは、場所的に固定された仕事のなかで依然働いているし、全生活の根拠をそれぞれの町や国に置いている。したがって、グローバル化というタームは、地域的活動をグローバルな活動によって完全に置き換えるというよりも、国際的な経済活動の顕著な拡大を表わすものなのである。

### 《グローバルな雇用の挑戦》

グローバル化は、世界経済の持続的な経済成長と発展のための新たな機会を開いた。だが同時に、グローバル化と結びついた急激な変化と適応の過程には、貧困や失業、社会的分裂の増大が伴った。今日のグローバル化は、ある意味で19世紀末の資本主義経済と似ている。すなわち、一方の極には豊かさや機会があり、他方の極には失業と貧困、不安、および機会の欠如が存在することである。

今日、世界の政策決定者は、スライドの数字から読み取れるように、雇用という深刻な挑戦課題に直面している。雇用の挑戦は、単なる所得の問題ではない。雇用は、何よりも自己実現や社会的統合をもたらす手段だからである。人びとが雇用の中に望む公正な処遇や尊厳を保障し、尊厳ある労働(ディーセントワーク)を存在させなければならない。

したがって、雇用の挑戦は、「単に」より多くの就労を創出することではない。この挑戦は、すべての人のために尊厳ある雇用(ディーセント・エンプロイメント)を創出することである。雇用は、政策決定課題の中心に置かれなければならない。人的資源を適切に発展させ活用することが、より高い生産

性の達成と公正な成長の保障において、決定的だからである。

### 《変わりゆく労働の世界》

グローバル化の多様な側面、とりわけ(労働)市場の規制緩和や、公企業の民営化、ならびに国際貿易と金融の自由化は、労働の世界に次のような大きな影響を及ぼしてきた。

\* われわれは、多くの国で、経済のインフォーマル化を、それゆえに労働関係(labour relations)の崩壊と労働条件の劣化を、目の当たりにしている。国民経済におけるインフォーマル部門の割合は、その割合がきわめて高い国々においてすら、増大している。加えて、インフォーマル経済における女性のパーセンテージが増加傾向にあり、これによってインフォーマル部門の女性化(feminization)が引き起こされている。

\* 情報・通信技術の驚くべき進歩によって、ますます多くの人びとが自宅で仕事ができるようになってきている。このことは、新たな就労機会をつくりだすが、従業員と、彼または彼女の雇用者や同僚との関係の疎遠化にもつながっている。

\* 多くの企業がコスト効果を理由に追求している外部資源化(アウトソーシング)の戦略は、「偽装的な雇用関係(disguised employment relationships)」という現象を拡大している。このことは、解雇された従業員を、いかなる社会的福利も受ける資格のない、「独立の」下請け契約者(sub-contractors)として再雇用することを意味している。

\* 上記のすべてのことが、伝統的な社会パートナー、すなわち労働組合と雇用者組織の地位を弱めている。両組織は、インフォーマル部門の労働者や企業をカバーしていない。両組織は、新たな独立下請け契約者の利益を代表しないし、国境の外で働く労働者の権利を守ることができない。その結果、全体としての労働の世界は、組織性と持久性を弱めた。こうした柔軟な労働市場は、より多くの就労を創出するかもしれないが、追加的就労はきわめて低い質のものとなる可能性が高い。

### 《尊厳ある労働の欠如》

尊厳ある労働は、価値や満足についての労働者の感情の中に表現され、その欠如は直ちに気付かれるところとなる。尊厳ある労働は、われわれの就労と将来展望に関わり、われわれの労働条件や、労働と家族生活のバランス、ジェンダーの平等や平等な認知に関わるものである。尊厳ある労働は、市場で競争する個人の能力に関わり、人が創出に貢献した富の分け前を公正に受け取ること、差別されないことに関わる。それはまた、職場やコミュニティにおいて発言権を得ることである。

尊厳ある労働は、次の場合に失われていく

- \* 非自発的な失業や貧困がある場合
- \* 労働における権利が踏みにじられ、強制労働や児童労働が存在する場合
- \* 基礎的所得保障が失われ、職場の不安定や縮小、枯渇が一般的な場合
- \* 労働者と雇用者が非組織的で声を届けられないか、有効な対話にとっての障害を目の当たりにしているとき

\* 労働生活と家庭の要求との適切なバランスがとれない場合

### 《エンパワメントを通じた尊厳ある労働》

インフォーマル経済で働く労働者と企業家は、まったく発言権がなく、交渉力もほとんどない。こうした人びとを協同組合タイプの組織に組織するという単純な事実を通じて、彼らが意思決定過程に参加したり、利用者や顧客、供給者、銀行などと条件や価格をよりよく交渉するための能力を大きく増加させることができる。協同組合組織が、インフォーマル経済とフォーマル部門の間に成功裏に橋を架け、それによって協同組合の組合員の仕事の質を大きく高めることに成功した、多くの注目すべき事例が存在する。

同じことが、小さな消費者や生産者の組織にも当てはまる。事実、その民主的な性格の故に、協同組合は、人びとを主体者に高める能力を持っている。この能力は、ロッチデー爾開拓者の時代から証明されてきた。それゆえ協同組合は、人びとを組織することによって、国家の経済的・社会的機能からの撤退によって残された、構造的なギャップを埋めることができるのである。

### 《新たな機会を通じた尊厳ある労働》

グローバル化は、協同組合が自助を通じた尊厳ある就労を創出するために協同組合が利用できる、新たな機会をつくりだす。一つの例は、インターネット上、あるいはインターネットを通じて存在する協同組合、あるいは新たな種類の「共通の紐帯」としてインターネットを利用する協同組合である。われわれは、発展途上国で活動するいくつかの小規模協同組合の事例と出会った。自分たちの生産

物を販売するためにインターネットを上手に利用する協同組合である。別のケースでは、翻訳者のような自己雇用の人びとが、インターネット上に「バーチャル協同組合」を設立し、より広範囲の翻訳サービスや、契約条件を標準化することができた事例である。最後に、多くのインターネット・サービス・プロバイダーが、インターネット利用者によって設立された協同組合であるという事実である。

価値に立脚した組織であるという協同組合の性格そのものから、協同組合は比較優位を与えられている。協同組合は、実際、傑出した就労創出の潜在力を持っている。協同組合は、資本主導の企業にとっては「もうかる」ものとならないような経済部門や地理的な地域の中に就労をつくりだすことができる。それはひとえに、利潤や株主価値が、協同組合の唯一の指導原則ではないことによる。不調な企業の従業員の共同活動を通じて、数千の就労を救った、多くの協同組合の実例が存在する。

### 《保護の拡大を通じた尊厳ある労働》

協同組合は、国家がもはや提供しようとしていないか、提供できない社会サービスとコミュニティ・サービスを組織する能力を示した。ここには、すべての大陸に見出されるような、保健サービスの利用者と供給者が設立した協同組合、さらには保育や就学前の協同組合、高齢者のための協同組合、およびコミュニティ・サービス協同組合が含まれる。多くの場合、これらの協同組合は、貧しい市民が基礎的な社会サービスにアクセスすることができる、唯一の回路となっている。これらの基礎的な社会サービスは、尊厳ある労働に不可

欠なものである。

弱い立場にある人びとに援助を提供するために設立される社会的ケア協同組合も、比較的新しい協同組合である。この協同組合は、多くの工業諸国における公的福祉制度の危機の直接的な結果である。これらの特殊な種類の協同組合の中でも、最も有力な実例が、イタリアの社会的協同組合であることは確かである。イタリアの社会的協同組合は、障害者や高齢者、ホームレス、薬物依存者といった、排除された住民グループに、基礎的な社会サービスを拡大している。現在、イタリアには2000(マ)を越える社会的協同組合が存在し、その貢献は、国家の社会部門支出の13%に相当する。加えて、イタリアの社会的協同組合は、周辺化された人びとのために、6万人を上回る就労をつくりだしてきた。

社会的な志向を持った協同組合や、社会サービスを提供する協同組合には、他にもきわめて興味深い多くの事例が存在する。協同組合は、事実、利用者が管理し、民主的に運営される、地域に根ざした社会サービスのための、理想的で代替的な供給メカニズムを提供することができる。こうして協同組合は、社会サービスを尊厳あるやり方で(in a decent way)民営化するのに役立つのである。

### 《協同を通じた尊厳ある労働》

本報告は、次の点を示すことを目的とした。すなわち、協同組合が協調的な活動を通じて人びとを主体者に高めることができること。共同のイニシアティブを通じて機会をつくりだすこと。相互扶助を通じて社会的保護を高めること、である。エンパワーメントと

機会、保護という、これら三つの要素は、貧困軽減計画の中心的要因である。この点は、世界銀行が発行した貧困縮小戦略の最近の文書においても、広く論じられた通りである。真の、自律的で、よく経営され、経済的にも有効な協同組合は、多くのことをなしうる。すなわち、貧困を軽減し、社会的排除と闘い、社会正義を強化し、そうして尊厳ある労働だけでなく平和にも貢献することができるのである。

グローバル化を特徴とする環境と労働の世界の中で、協同組合が果たすべきより大きな役割がある。その点を示すことは、われわれの責任である。われわれは、あらゆる政策決定者の行動計画に、協同組合を発展的な選択として提起しなければならない。

### 〈次のステップ〉

ILOは、2週間後に、第1回「グローバル雇用フォーラム」を開催する。このフォーラムは、新たな「グローバル雇用行動計画(アジェンダ)」を採択し、グローバルな雇用のための同盟を確立するものとなる。「グローバル・アジェンダ」は、協同組合を、次のようなものとしてとらえる。すなわち、「生産性や競争力を社会的目標と結びつけ、それによって自らを高い質の就労創出のためのかけがえのない手段とする企業」としてである。ILO協同組合局は、このフォーラムの開催およびフォローアップに協力するものである。

将来の「ILO協同組合促進勧告」の第1次討議は、2001年6月、ジュネーブでの第89回国際労働会議において行われた。この討議は、勧告案にまとめられ、コメントを求める

ためにすべてのILO構成組織にこの8月送付された。構成組織は、11月30日までにコメントを送ることができる。同時に、ICAは、勧告案を情報としてすべての会員に送付した。われわれは、すべての協同組合組織が、自国の三者構成員 政府、労働者、使用者と接触を持ち、勧告案へのコメントの作成にあたって、自分たちの助言を与えることを提案したい。これらのコメントに基づいて、ILOは勧告案の改訂版を発行し、2002年の初頭に構成組織に送付する予定である。勧告に関する最終討議は、2002年6月、ジュネーブで行われる。採択されれば、新勧告は、協同組合開発の分野におけるILOの活動の、理念的基礎を形づくるものとなる。

2001年6月の第90回国際労働会議には、「インフォーマル部門」に関する「一般討議」も含まれる。この討議のための予備文書(未発行)には、「発言権(voice)」の問題についての詳しい1章が含まれる。そこでは、インフォーマル部門の労働者の主体形成(empowering)ならびにその労働者に対する発言権と代表権(representation)の付与における協同組合の役割が、広範囲に、またきわめて積極的に討議されてきたのである。